

(表)

第2号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

武蔵野市長

承認工事決定通知書

年 月 日付け(号)で申請のあった承認工事については、下記のとおり承認したので、承認工事及び承認維持事務要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 工事名
- 2 施工場所
- 3 施工内容
- 4 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 承認条件 下水道法第33条に基づき、裏面のとおり条件を付します。

承認の条件

- 1 公共下水道施設工事にあたっては、下水道法、武蔵野市公共下水道の施設に関する技術基準その他関係法令を遵守し、次に掲げる図書類に基づくこと。
ア 東京都土木工事標準仕様書
イ 土木工事標準仕様書
- 2 工事期間内に工事を完了させること。
- 3 承認工事は、必要な行政手続及び地下埋設物に関する関係企業との協議が整った後に着手すること。
- 4 使用材料については、市職員と協議すること。
- 5 承認工事は、申請者の負担で申請図のとおり施工すること。ただし、着手にあたっては、市の材料検査を受け、施工日の前日までに市へ連絡すること。
- 6 承認工事の施工にあたっては、土砂等の流入防止対策を講じ、既設の公共下水道施設の流れを妨げないように施工すること。
- 7 本件の掘削に伴い湧水が生じたときは、排水処理に関して、市職員の指示に従うこと。
- 8 承認工事の計画に変更の必要が生じた場合は、その都度市職員と協議すること。
- 9 既設の公共下水道への立入りにあたっては、事前にガス等の有無を確認し、十分な安全対策を講じること。
- 10 承認工事に起因して生じた一切の事故及び第三者に対する損害は、申請者の責任において処理すること。
- 11 承認工事により公共下水道施設を損傷した場合は、市職員の指示に従い、申請者の負担で復旧すること。
- 12 承認工事がしゅん工したときは、5日以内に承認工事しゅん工届（兼引継書）に必要書類を添えて提出し、市職員の検査を受けて、市に引継ぐこと。
- 13 申請者は、市に対して、引継ぎのときから10年間、承認工事施工上の瑕疵について責任を負うこと。
- 14 管きょ等下水道施設の中間検査を、舗装工事前に受けること。